会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第１７６８号
令和３年１２月２１日

郡市・大学医師会長　殿
（担当理事）

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（担当常任理事　　丸　木　雄　一）
（公印省略）

コンタクトレンズの適正使用のための啓発動画の公開について

標記の件につきまして、日本医師会から別紙のとおり周知依頼がありましたので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、管下会員あてにご周知くださいますようお願い申し上げます。

業務Ⅰ課　石川
TEL 048-824-2611
FAX 048-822-8515

越谷八潮医師会
収受
3.12.21
第1035号

(法安 133)
令和 3 年 12 月 15 日

都道府県医師会
担当理事　殿

日本医師会
常任理事　城守　国斗
(公　印　省　略)

コンタクトレンズの適正使用のための啓発動画の公開について

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課及び同局医薬安全対策課より、コンタクトレンズの適正使用のための啓発動画の公開について、各都道府県等衛生主管部（局）薬務主管課宛て事務連絡を発出した旨、本会宛連絡がありました。

つきましては、貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い申しあげます。

なお、下記 URL の大阪府健康医療部薬務課のホームページから視聴可能であることを申し添えます。

記

・「コンタクトレンズの適正使用のための啓発動画の公開について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki_taisaku/contact_keihatsu.html

以上

事　務　連　絡
令和３年 12 月３日

公益財団法人 日本医師会　御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

コンタクトレンズの適正使用のための啓発動画の公開について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）薬務主管課宛て事務連絡しましたので、御了知願います。

写

事　務　連　絡
令和３年 12 月３日

各 (都道府県 / 保健所設置市 / 特別区) 衛生主管部（局）薬務主管課　御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

コンタクトレンズの適正使用のための啓発動画の公開について

今般、大阪府健康医療部長より、別添のとおり大阪府薬事審議会医療機器安全対策推進部会において、コンタクトレンズの適正使用を目的とした啓発動画が作成された旨の連絡がありましたので、情報提供いたします。

なお、本啓発動画については、大阪府健康医療部薬務課のホームページから視聴可能であることを申し添えます。

「コンタクトレンズの適正使用のための啓発動画の公開について」
ＵＲＬ：https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki_taisaku/contact_keihatsu.html

薬 第 2218 号
令和3年11月12日

厚生労働省 医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課長 様
厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬安全対策課長 様

大阪府健康医療部長

コンタクトレンズ適正使用のための啓発動画作成の
お知らせと周知について（依頼）

日頃から、大阪府の健康医療行政の推進に御理解・御協力いただきありがとうございます。

また、大阪府薬事審議会医療機器安全対策推進部会の活動に御協力いただき、心より御礼申し上げます。

このたび、同部会において、コンタクトレンズ適正使用を目的とした啓発動画を作成し、下記のとおり本府ホームページに公開しましたのでお知らせします。

本動画は、令和元年11月11日付薬第2314号「「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について」教育用資料作成のお知らせ」にて貴課にお知らせした教育用資材を活用し作成したものであり、今回もコンタクトレンズ適正使用の啓発に広く活用いただきたいことから、貴課より全国の薬務主管課あて通知いただくなど幅広い周知に御協力いただきますようお願いいたします。

記

■コンタクトレンズの適正使用のための啓発動画の公開について
あなたのコンタクトレンズは大丈夫？
～便利だけど間違うと怖いコンタクトレンズの話～
URL：
https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki_taisaku/contact_keihatsu.html

◆事務局◆
大阪府健康医療部生活衛生室薬務課製造審査グループ
〒540-8570
大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号
TEL：06-6944-6305（直通）
FAX：06-6944-6701
担当：小林、奥野